

平成29年度組合運営の基本方針

昨年は、熊本県を襲った4月の熊本地震及び鳥取県を襲った10月の鳥取中部地震により多くの家屋が倒壊し、園芸施設等の農業施設にも甚大な被害を受けました。また、8月以降には台風が相次いで北海道・東北地方を襲い、農作物等に大きな被害が発生するなど、全国各地で自然災害が多発しました。

本県においては、9月20日の台風16号により、水稻・園芸施設及び建物等に被害が発生し、徳島県農業共済組合は総力を挙げて迅速な損害評価を実施し、被災組合員に対して共済金の早期支払いに努めました。

国は農業災害補償制度について、農業者の減少・高齢化及び保険ニーズの多様化等、時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、各種の見直しを行うことを決定しています。

また、これまでなかった新しい取り組みとして、農業収入減少の一部を補てんする「農業経営収入保険事業」（以下「収入保険制度」という）が2年後の平成31年から実施されます。すべての農業者に対して2つの制度の普及啓発を図るため、関係機関及び関係農業団体等との連携した取り組みが求められています。

本年度の事業推進については、平成28年度に取りまとめた「有資格農業者リスト」に基づき、未加入農家への戸別訪問及び地域を指定した重点推進（ローラー作戦）を実施し、効果的な加入推進により引受拡大に努めてまいります。

NOSA I制度70周年を迎え、農業者のセーフティーネットとして根幹となる対策であるとの強い認識のもと、さらなる飛躍に向け次の事項を実践します。

1 事業推進への取り組み

- (1) 県内各地域に根付いたNOSA I制度を目指し、総代会の決定に基づき、理事会で協議承認された方針に沿って、役職員一丸となってNOSA I制度の普及推進に努めます。
- (2) 県下各地域の農業者の実情に即した加入推進となるよう、共済部長で構成する基礎組織等との協力体制を強化します。

- (3) 新規加入者を確保するため有資格農業者リストに基づく戸別訪問を行うとともに、効率的な加入推進により加入の拡大を図ります。
- (4) 被災組合員への共済金の早期支払いのため、本所・支所が協力し迅速かつ適正な損害評価に努めます。

2 収入保険制度及び改正NOSA I制度の普及推進

- (1) 収入保険制度の実施に備え、農業者へのきめ細やかな説明により制度の周知に努めます。
- (2) 収入保険制度の実施に備え、機構改革により組織体制を強化します。
- (3) 改正NOSA I制度への移行を円滑に行うため、農業協同組合及び農業委員会等の関係農業団体と連携して組合員への周知徹底に努めます。

3 損害防止事業の実施

- (1) 損害防止事業の充実を図るため、機器の利用状況等を踏まえ、実情に即した効率的な機器の運用に努めます。
- (2) 損害発生の未然防止・農作業の効率化及び農産物の生産性の向上を目的として、損害発生の未然防止に関する研修・講習会を開催し、組合員及び農業者を支援します。
- (3) 組合員の要望及び機器の使用状況等を反映させた損害防止事業となるよう充実検討を行ないます。

4 関係機関等との連携強化

- (1) 農業災害補償制度の普及に関する情報収集を目的として、徳島県等の関係機関及び農業協同組合等の関係農業団体との連携強化に努めます。
- (2) 収入保険制度の普及を図るため、徳島県等の関係機関及び農業協同組合等の関係農業団体との連携強化に努めます。
- (3) 県下の獣医療の安定供給と獣医療水準の平準化を図るため、徳島県家畜保健衛生所の協力を得るとともに、指定・開業獣医師と連携して取り組みます。

5 財務の健全化

- (1) 経常経費などの支出節約に努め、予算執行の効率化を図ります。
- (2) 収入財源の安定化を図るため、「余裕金管理運用委員会」の運用案について

て理事会の審議決定に基づき、資金の安全で効率的な運用に努めます。

6 内部統制の確立

- (1) 業務執行の適正化を図るため、監事による定時監査及び監査室による内部監査を実施します。
- (2) 諸課題に対して迅速かつ的確に対応できる組織態勢を構築するため、組織内での情報の共有化を図ります。
- (3) N O S A I 徳島が抱える各種リスクについて、理事会で定められた「リスク管理基本方針」に基づき、適切なリスク管理態勢の構築に努めます。

7 法令等遵守態勢の確立

- (1) N O S A I 事業の実施主体として、制度に対する組合員や農業者の信頼を損なうことのないよう、国の「農業共済団体に対する監督指針」に基づき法令遵守に取り組みます。
- (2) 不祥事件を未然に防止するため、内部牽制機能が十分に発揮される組織体制を構築します。

8 広報広聴活動及び情報開示

- (1) 組合運営の透明性を確保するため、広報媒体を活用して情報開示に取り組みます。
- (2) 事業の普及推進及び業務改善に資するため、農業者からの意見・要望等の収集に努めます。
- (3) 制度の普及啓発を図るため、災害発生情報等の農業者にとって有益な情報の提供について取り組みます。

9 社会貢献活動への参画

社会貢献の一環として制度発足70周年の記念事業として予定されている「ふるさと見守り」活動について、全国のN O S A I 団体と連動して取り組みます。

平成29年度 事業計画書

1 共済目的の種類の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	農作物共済		家畜共済										肉用種			乳用種			雄牛種			雌牛種		
	組合員数	戸	水	稲	麦	乳用成牛	乳用子牛等	肥育成牛	肥育子牛	肉用の成牛	肉用の子牛等	一般馬	種豚	肉豚	肉用種牛	乳用種牛	雄牛種	雌牛種	雄牛種	雌牛種	雄牛種	雌牛種	雄牛種	雌牛種
区域内の概数	41,450		1,250,400	14,000	a	5,507	5,145	20,815	3,325	3,116	3,698	10	2,623	34,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度引受実績	30,563		822,824	12,824		3,290	852	7,983	630	1,813	1,230	0	0	0										
本年度引受計画	30,563		824,500	13,550		3,340	865	8,105	640	1,841	1,249	0	50	600										
本年度予定引受率	73.7		65.9	96.8		60.7	16.8	38.9	19.2	59.1	33.8	0.0	1.9	1.8										

共済目的等 項目	果樹共済			樹体		細作物共済	園芸施設共済							任意共済		その他備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	果樹収	穫	樹	ガラス室							農家建物	農機具																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				指定かんきつ・ゆず	なし		うめ	うんしゅうみかん	大	豆			類	類	類		類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類

2 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項 目 共済目的等	引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
	本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
農 作 物	824,500 a	822,824 a	4,218,000	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	26,000,000 kg	25,971,473 kg		33,450	16,722	16,728	5,213	11,509	28,237	
	13,550 a	12,824 a	6,160	230	118	109	93	25	134	
麦	180,000 kg	170,641 kg								
計	838,050 a	835,648 a								
	26,180,000 kg	26,142,114 kg	4,224,160	33,680	16,840	16,837	5,306	11,534	28,371	
家 畜	乳 用 成 牛	3,290 頭	417,252	73,211	31,916	41,295	20,141	11,775	53,070	
	乳 用 子 牛 等	865	26,385							
	肥 育 用 成 牛	8,105	1,673,993	48,115	22,350	25,765	12,560	9,790	35,555	
	肥 育 子 牛	640	44,448							
	その他 牛									
	肉 用 成 牛	1,841	315,605							
	肉 用 子 牛	1,249	73,617							
	一 般 馬									
	種 豚	50	1,500	119	41	78	45	△ 4	74	
	肉 豚	600	4,800	885	354	531	442	△ 88	443	
畜 小 計	16,690	15,798	2,557,600	122,330	54,661	67,669	33,188	21,473	89,142	
乳 用 種 種 雄 牛										
肉 用 種 種 雄 牛										
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	16,690	15,798	2,557,600	122,330	54,661	67,669	33,188	21,473	89,142	

項 目		引		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛	備 考						
		本年度 予 定	受 前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)										
果 樹	共済目的等	収 穫	a	a	千円 49,200	千円 3,788	千円 1,894	千円 1,948	千円 △ 54	千円 1,840							
												半相減収総合一般 うんしゅうみかん 災害収入共済方式 指定かんきつ（ゆず） 半相特定危険暴風雨 な 樹園地単位減収総合 う	5,586	1,894	136	101	338
													1,305	237	598	67	732
													2,058	665	69	△ 7	56
													800	62	63	△ 7	56
樹	小 計	10,560	9,662	202,850	5,717	2,858	2,751	107	2,966								
		6,000	5,586	186,000	372	186	167	19	205								
		6,000	5,586	186,000	372	186	167	19	205								
		16,560	15,248	388,850	6,089	3,044	2,918	126	3,171								
		540 a	540 a	307	20	11	6	5	14								
畑 作 物	計	540	540	307	20	11	6	5	14								
		I 類	-	-	-	-	-	-	-	-							
			II 類	15	9	112,000	98	49	15	34	83						
				I 類	5	2	13,000	198	90	25	65	173					
				II 類	2,270	1,884	1,086,000	25,496	12,665	5,724	6,941	19,772					
園 芸 施 設	プラ スデ ツク ハウ ス	550		480	1,395,000	13,520	6,717	2,162	4,555	11,358							
		380	335	1,012,000	8,498	4,209	1,079	3,130	7,419								
		95	70	484,000	2,797	1,370	397	973	2,400								
		60	44	339,000	1,800	898	236	662	1,564								
		90	71	23,000	516	258	166	92	350								
合 計	計	135	119	36,000	349	174	100	74	249								
		3,600	3,014	4,500,000	53,272	26,430	9,904	16,526	43,368								
				11,670,917	215,391	100,986	51,322	49,664	164,066								

イ 任意共済事業の規模

項 目	引		受	共済金額	共済掛金、賦課金			B 再共済 掛 金	C 再共済 手数料	D 手持共済掛金 A-(B-C)	備 考
	本年度予定	前年度実績			総 額	A 共済掛金	事務費 賦課金				
共済目的	棟	棟		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
保 險 関 係	2,600	2,539		20,700,000	52,013	42,896	9,117	15,604	2,419	29,711	
建 物	31,000	30,826		289,300,000	244,832	134,681	110,151	73,450	29,747	90,978	
農 機 具	台	台							0	9,851	
損 害	1,500	1,313		2,700,000	13,461	9,851	3,610		0		
計				312,700,000	310,306	187,428	122,878	89,054	32,166	130,540	
再 共 済 割 合				30%	再共済手数料率			総 合	15.50 %		
								火 災	40.50 %		

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

ア 水稻

- (ア) 引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稻共済細目異動申告票」の一体化処理により、作付状況の把握と任意加入者の推進に努める。
- (イ) 補償の充実を図るため、単位当たり共済金額及び付保(補償)割合の最高位選択を推奨する。
- (ロ) 低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。
- (ハ) 掛金徴収事務を推進するため、督促状及び催告状を発出し、未収共済掛金等の徴収に取り組む。
- (ニ) 農産物生産技術及び農作業効率の向上を支援するため、専門技術者を講師とした講習会を開催する。
- (ホ) 水稻共済制度の普及推進を図るため、県下各地で開催される会議等に積極的に参加する。

イ 麦1類(小麦)

- (ア) 経営所得安定対策と連携及び関係機関等から情報を得、作付状況の把握を行い、適正な引受を行う。
- (イ) 低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。
- (ロ) 掛金徴収事務を推進するため、督促状及び催告状を発出し、未収共済掛金等の完全徴収に取り組む。
- (ハ) 麦共済制度の普及推進を図るため、県下各地で開催される会議等に積極的に参加する。

ウ 麦2類(大麦)

- (ア) 経営所得安定対策と連携及び関係機関等から情報を得、作付状況の把握を行い、適正な引受を行う。
- (イ) 低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。
- (ロ) 掛金徴収事務を推進するため、督促状及び催告状を発出し、未収共済掛金等の完全徴収に取り組む。
- (ハ) 麦共済制度の普及推進を図るため、県下各地で開催される会議等に積極的に参加する。

エ 麦4類(はだか麦)

- (ア) 経営所得安定対策と連携及び関係機関等から情報を得て、作付状況の把握により適正引受を行う。

- (イ) 低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。
- (ウ) 掛金徴収事務を推進するため、督促状及び催告状を発出し、未収共済掛金等の完全徴収に取り組む。
- (エ) 麦共済制度の普及推進を図るため、県下各地で開催される会議等に積極的に参加する。

(2) 家畜共済

ア 牛（乳牛の雌等・肉用牛等）

- (ア) 乳牛の雌等及び肉用牛等の引受状況を改善するため、加入資格農業者リストに基づく未加入農業者への戸別訪問による加入推進を実施する。
- (イ) 家畜診療所獣医師との帯同推進により、子牛・胎児の加入を推進し補償内容の充実に努める。
- (ウ) 徳島県家畜保健衛生所及び指定開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努める。
- (エ) 対象家畜の異動状況を的確に把握し適正に引受を行うため、牛個体識別情報に基づき職員による現地確認を励行する。

イ 馬（一般馬）

一般馬の加入資格農業者は現在1戸で未加入となっているが、関係機関との連携により、新たな加入資格農業者の情報収集に努め、戸別訪問による加入の意思確認を継続して行う。

ウ 豚（種豚・肉豚）

- (ア) 種豚及び肉豚については、加入資格農業者リストに基づく未加入農業者への戸別訪問による加入推進を実施しているものの、加入への理解は得られて無い状況ではあるが、戸別訪問による制度への理解と普及を継続して行う。
- (イ) 関係機関との連携による加入資格農業者の情報収集に努めるほか、戸別訪問などにより対象家畜の飼養状況の把握に取り組む。

エ 家畜診療所

- (ア) 家畜診療所は、指定開業獣医師と連携して家畜共済事業の推進に努める。また、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、畜産農家に関する飼養状況等の把握に努める。
- (イ) 家畜診療所収支の健全化を図るため、より一層の経費削減と組合職員との協力による共済金額の増額及び子牛・胎児の非選択加入の解消を重点とした加入拡大を実施し、技術料収入の確保に取り組む。
- (ウ) 飼養管理指導及び繁殖指導を実施し、畜産農家の事故率軽減と生産性の向上に取り組む。

(3) 果樹共済

ア うんしゅうみかん(収穫)

- (ア) 引受状況を改善するため、関係機関等が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し制度の説明を行う。
- (イ) 有資格農業者名簿に基づく戸別訪問を実施し、未加入農業者へ加入推進を行うとともに、加入意思の有無を確認する。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新により適正引受に努める。
- (エ) 標準収穫量の設定について、関係機関との連携により適正引受に努める。
- (オ) 低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。

イ ゆず(収穫)

- (ア) 引受状況を改善するため、関係機関等が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し制度の説明を行う。
- (イ) 有資格農業者名簿に基づく戸別訪問を実施し、未加入農業者へ加入推進を行うとともに、加入意思の有無を確認する。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新により適正引受を行う。
- (エ) 基準生産金額の設定について、関係機関との連携により適正引受に努める。
- (オ) 低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。

ウ なし(収穫)

- (ア) 引受状況を改善するため、関係機関等が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し制度の説明を行う。
- (イ) 有資格農業者名簿に基づく戸別訪問を実施し、未加入農業者へ加入推進を行うとともに、加入意思の有無を確認する。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新により適正引受を行う。
- (エ) 標準収穫量の設定について、関係機関との連携により適正引受に努める。
- (オ) 低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。

エ うめ(収穫)

- (ア) 引受状況を改善するため、関係機関等が開催する会議及び栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し制度の説明を行う。
- (イ) 有資格農業者名簿に基づく戸別訪問を実施し、未加入農業者へ加入推進を行うとともに、加入意思の有無を確認する。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新により、適正引受を行う。

(エ)標準収穫量の設定について、関係機関との連携により適正引受に努める。

(オ)低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。

オ うんしゅうみかん(樹体)

(ア)引受状況を改善するため、関係機関等が開催する会議及び栽培農家に組織する生産部会等に積極的に参加し制度の説明を行う。

(イ)有資格農業者名簿に基づく戸別訪問を実施し、未加入農業者へ加入推進を行うとともに、加入意思の有無を確認する。

(ウ)加入者の園地台帳の整備及び更新により適正引受に努める。

(エ)標準収穫金額の設定について、関係機関との連携により適正引受に努める。

(オ)低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。

(4) 畑作物共済

ア 大豆

(ア)関係機関との連携及び経営所得安定対策による営農計画書等により有資格農業者を把握し、適正引受による引受拡大に取り組む。

(イ)低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金の導入に向け調査研究を行う。

(5) 園芸施設共済

(ア)有資格農業者を把握するため現地調査を行い、耕作者や型式、設置面積等の情報収集に取り組む。未加入農業者に対しては、有資格農業者名簿に基づき戸別訪問を実施し、丁寧な事業内容の説明を行う。

(イ)補償の充実を図るため共済価額の適正な設定に努めるとともに、付保(補償)割合の最高位選択を推奨する。

(ウ)低被害農家の不公平感是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定する。

(エ)新規就農者の情報・新規事業及び増設棟等の情報収集のため、生産部会及び関係機関が開催する会議に参加し、積極的な情報交換に努める。

(6) 任意共済

ア 建物共済

(ア)加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を図る。

(イ)組合員の保有する資産を把握するため建物台帳の整備を行い、効率

的な加入推進に取り組む。

(ウ)組合員の資産を守るため、家具類の加入と臨時費用担保特約の附帯を提案し補償の拡充に努める。

(エ)建物総合共済の収容農産物補償特約について、周知と加入推進に取り組む。

イ 農機具共済

農機具共済の新規加入者への推進を図るため、農業機械販売店等との情報交換に取り組む。

4 損害評価の適正化

(1) 農作物共済

(ア)損害評価会及び職員による見回り調査を実施し、管内の作柄及び被害状況を早期に把握する。

(イ)悉皆調査等で確認することが困難な登熟不良等の発生状況を確認するため、定点による調査を実施する。

(ウ)損害評価について、評価日程、申告方法などを損害評価員や広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底する。

(エ)損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用を図り、公平適正な損害評価を実施する。

(オ)被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築する。

(カ)迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努める。

(キ)マルチローター式小型無人機（ドローン）による現地評価を補完し、適正かつ迅速な引受及び損害評価に努める。

(2) 家畜共済

(ア)「家畜共済病傷事故診断書審査委員会」による病傷事故診断書の内容審査を行い、審査結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させるなど診療業務の適正化に取り組む。

(イ)徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、無獣医地域での家畜診療に支障のないよう、県下全域での獣医療の安定供給と獣医療水準を確保する。

(ウ)指定・開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出を徹底し、共済金の早期支払いに努める。

(3) 果樹共済

(ア)評価会による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握する。

(イ)現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正

評価に努める。

- (ウ) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組む。
- (エ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努める。
- (オ) マルチローター式小型無人機（ドローン）による現地評価を補完し、適正かつ迅速な引受及び損害評価に努める。

（４） 畑作物共済

- (ア) 損害評価会及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握するなど、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努める。
- (イ) 損害評価会で審議決定された分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行う。

（５） 園芸施設共済

- (ア) 組合員からの速やかな事故発生通知を周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努める。
- (イ) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより損害評価体制を構築する。
- (ウ) 現地評価研修会を開催し評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行う。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努める。
- (エ) マルチローター式小型無人機（ドローン）による現地評価を補完し、適正かつ迅速な引受及び損害評価に努める。

（６） 任意共済

- (ア) N O S A I 全国が主催する損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し評価技術の向上を図る。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所及び各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努める。
- (イ) 組合員からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図り、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
- (ウ) 農機具共済の全損事故における残存物の適切な取り扱いに努める。
- (エ) マルチローター式小型無人機（ドローン）による現地評価を補完し、適正かつ迅速な引受及び損害評価に努める。

５ 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済、畑作物共済

(ア)講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努める。

(イ)防除機の貸し出し

組合の所有する乗用防除機、高圧噴霧器（動噴）を貸し出し、地域の実情に応じた効率的かつ有効な病虫害防除を支援する。

(ウ)自走式草刈り機の貸し出し

自走式草刈り機（ハンマーナイフモア）を貸し出し、圃場のあぜ・法面及び休耕田等の雑草処理により病虫害の発生を抑制する。

(エ)その他水稻損害防止機器の貸し出し

背負式動力噴霧器、小型火炎放射器、水田溝切り機、土壌改良剤散布機を貸し出しする。

(オ)航空防除を行う組織等への助成

組合員で組織する防除団体等で実施する航空防除費用に対して一部助成する。

(カ)情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、イモチ病及びスクミリンゴガイ等の病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供する。

(2) 家畜共済

(ア)薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病への予防薬剤等の配付を実施する。

(イ)畜舎消毒

畜舎の衛生管理に、より効果的な煙霧消毒機を活用し、職員による畜舎消毒と、機械の貸し出しを実施する。

(3) 果樹共済、園芸施設共済

(ア)チップターの貸し出し

剪定作業後の枝葉をその場で細かなチップにする粉碎機（チップター）を貸し出し、日当たりが良く防除等の管理作業のしやすい園地づくりを支援する。

(イ)高圧噴霧器（動噴）の貸し出し

水田転作園地や中山間地、またハウス内での防除作業に適した動噴を貸し出しする。

(ウ)らくはり（ハウスフィルム展張機）の貸し出し

ハウスのビニール張り替えに便利な展張機「らくはり」を貸し出しす

る。

(4) 鳥獣害対策

- (ア) 近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として組合員が防護施設、器具等を設置した場合、要した費用の一部を助成する。
- (イ) 鳥獣被害対策指導員（徳島県に登録された組合職員）が、防護柵等設置された施設及び対策が鳥獣被害防止に効果的なものとなるよう助言・指導を行う。

6 収入保険制度及び改正NOSA I 制度の普及

(1) 収入保険制度

- (ア) 総務部に企画情報課を新設し、収入保険制度の普及について体制の強化を図る。
- (イ) 収入保険制度の普及に係る関係機関及び農業関係団体を構成員とする連絡会議を設立し、関係機関等との連携による農業者への円滑な周知を図る。
- (ウ) 農業関係団体が開催する会議等並びにNOSA I 部長会等で青色申告の普及及び収入保険制度の説明に努め、アンケート等により制度に対する意識調査を実施する。
- (エ) 収入保険制度及び青色申告等について、全職員を対象とした研修会を開催し、専門的知識の習得に努め、農業者から信頼される職員の育成を行う。
- (オ) 職員に対して農業簿記、税務申告書の記入方法等について研修会を開催し、収入保険制度の実施に備える。

(2) 改正NOSA I 制度

改正NOSA I 制度への円滑な移行を推進するため、改正内容について、各地で開催する共済部長会等での説明に努めるほか、広報紙等を活用し組合員への周知を図る。

7 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備

- (ア) 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年 4 回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営に万全を期するものとする。

- (イ) 監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務の執行について適正を期するものとする。
- (ロ) 業務運営上発生が見込まれるリスクを事前に把握し、リスクの回避または低減させる管理体制を構築する。
- (エ) コンプライアンス・アクションプログラム（以下「実践計画」という。）の達成状況について理事会に報告し、必要に応じて実践計画の修正を行う。
- (カ) 実践計画の策定にあたっては、コンプライアンス改善委員会の研究審議結果を反映し、法令遵守態勢の確立に努める。
- (キ) 徳島県が実施する常例検査及び監事監査の指摘事項に対する改善を図るとともに、監査室が実施する内部監査結果への改善状況等を確認し、適切に業務を遂行する。
- (ク) 「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づく管理運用により、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底する。

(2) 共済部長の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に共済部長（N O S A I 部長）を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理など、組合員とのパイプ役としてN O S A I 制度の普及推進の職務を担う。

(3) 職制及び職員の配置

- (ア) 総務に関する業務は、本所総務部に処理を一元化する。また、事業に関する業務は本所事業部が統括し、支所収穫課・資産課及び家畜課を中心として事業推進を行うなど、部署ごとの役割を明確化し業務の効率化に取り組む。
- (イ) 管理職会議を開催し、本所・支所及び家畜診療所の課題解決に向けた検討を行い、業務改善や事業推進の効率化に積極的に取り組む。
- (ロ) 組合員からの往診依頼に迅速に対応するため、支所に家畜診療所詰所を併設する。

(4) 研修体制及び計画

- (ア) 全職員を対象とした研修会を開催し、コンプライアンスの意識高揚を図る。
- (イ) 農林水産省及びN O S A I 全国主催の専門講習会、階層別研修会等に積極的に参加し、職員のスキルアップに努め、組織体制の強化につながる人材育成と能力の向上に取り組む。

(5) 広報広聴活動の充実及び情報開示

- (ア) 外部委員による専門会議を設置し、事業普及への取組み及び広報活動等についての業務評価を実施し、組合業務の改善に努める。
- (イ) 広報紙を定期的に発行し、事業推進と連動した組合情報の提供や、N O S A I 制度の更なる普及定着に努め、組合員からの意見要望等を聴取する。
- (ウ) ホームページの任意共済掛金シミュレーションを活用した効率的な加入推進に努めるとともに、損害防止機器の活用状況を掲載するなど、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努める。
- (エ) 「農業共済新聞」の普及・定着を推進し、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信する。

(6) 事務機械化処理の実施方策

- (ア) 農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用を図る。
- (イ) 個人情報の保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティ対策を強化し、情報管理体制を構築する。
- (ウ) 日報管理システムの活用により業務内容の明確化と効率化を図る。

(7) 予算統制の方策

- (ア) 予算執行状況を定期的に理事会に報告し、理事会の意向を予算執行に反映させるとともに、経費節減に努める等、効率的な予算の執行を行う。
- (イ) 積立金等の運用について基本方針を理事会で定め、その方針に基づく運用状況について理事会に報告する。
- (ウ) 理事会で定められた基本方針に基づき、余裕金運用管理委員会で協議の上、安全で安定した利息収入の確保と資産の保全に努める。

8 社会貢献活動

全国統一の社会貢献活動「ふるさと見守り」活動の一環として、本組合が昨年度から取り組んでいる「こども110番」活動を継続するとともに、平成29年度の新たな取り組みとして、戸別訪問等の機会を利用した「高齢者見守り」活動に参画する。